

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第19号議案、令和2年度南関町国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,792万8,000円と定めるものでございます。前年度比較2,623万5,000円、1.8%の増の予算編成とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税2億1,203万4,000円で、前年度から485万8,000円減の、マイナス2.2%でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料15万円でございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金補助金11億1,098万6,000円で、前年度から1,512万9,000円減の、マイナス1.3%でございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入1万1,000円でございます。

次に、7款繰入金1億428万3,000円で、前年度から112万8,000円の増で、プラス1.1%でございます。1項他会計繰入金1億428万2,000円、2項基金繰入金1,000円でございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金4,744万1,000円でございます。

次に、9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料200万4,000円、3項雑入101万9,000円で、歳入合計金額14億7,792万8,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費738万3,000円で、85万6,000円、13.1%の増でございます。1項総務管理費722万円、3項運営協議会費16万3,000円でございます。

次に、2款保険給付費10億6,992万9,000円で、前年度から1,497万4,000円、1.4%の減でございます。1項療養諸費9億672万2,000円、2項高額療養費1億5,860万2,000円、4項葬祭諸費40万円、5項移送費2,000円、6項出産育児諸費420万3,000円でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金3億2,315万円で、前年度から624万3,000円、2%の増でございます。1項医療給付費分2億4,232万6,000円、2項後期高齢者支援金等分6,169万5,000円、3項介護納付金分1,

9 1 2 万 9, 0 0 0 円でございます。

次に、5 款 保険事業費 1, 8 2 2 万 円 で、前年度から 9 7 万 9, 0 0 0 円、5. 1 % の減でございます。1 項 特定健康診査等事業費 9 7 5 万 円、2 項 保健事業費 8 4 7 万 円 でございます。

次に、6 款 基金積立金、1 項 基金積立金 4, 0 0 1 万 1, 0 0 0 円 でございます。

次に、8 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金 1 1 0 万 2, 0 0 0 円 でございます。

次に、9 款 共同事業拠出金、1 項 共同事業拠出金 1, 0 0 0 円 でございます。

最後に、1 0 款 予備費、1 項 予備費といたしまして 1, 8 1 3 万 2, 0 0 0 円 で、歳出合計金額 1 4 億 7, 7 9 2 万 8, 0 0 0 円 を計上するものでございます。

6 ページをお願いします。

歳入の内容説明でございます。

款項目節の部分の主なものについて御説明申し上げます。

1 款 国民健康保険税、1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税でございます。1 節 医療給付費分現年度課税分は 1 億 4, 5 6 3 万 5, 0 0 0 円、2 節 後期高齢者支援金分現年度課税分は 4, 8 9 9 万 8, 0 0 0 円、3 節 介護納付金分現年度課税分は 1, 3 2 3 万 8, 0 0 0 円 を見込んでいるところでございます。2 目 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、令和 2 年度から退職被保険者がゼロになる見込みのため、これに基づく予算を計上しております。

7 ページをお願いいたします。

中段の 5 款 県支出金、1 項 県負担金補助金、1 目 保険給付費交付金でございます。1 節 普通交付金は、保険給付費医療費分が県から交付される分で、1 0 億 6, 2 4 8 万 円 を見込んでおります。また、2 節 特別交付金は、保険者努力支援分、特別調整交付金などで、4, 8 5 0 万 6, 0 0 0 円 を見込んでいるところでございます。

下段の 7 款 繰入金、1 項 1 目 一般会計繰入金でございます。1 節 保険基盤安定繰入金 7, 5 3 0 万 8, 0 0 0 円 でございます。

8 ページをお願いいたします。

7 ページに続きまして、上段、7 款 繰入金、1 項 1 目 一般会計繰入金、4 節 財政安定化支援事業繰入金 2, 0 7 4 万 3, 0 0 0 円 を見込んでいるところでございます。

中段、8 款 1 項 2 目 1 節 繰越金 4, 7 4 4 万 円 で、前年度繰越金でございます。

下段の 9 款 諸収入、1 項 延滞金加算金及び過料、1 目 一般被保険者延滞金、1 節 延滞金 2 0 0 万 円 でございます。

9 ページをお願いいたします。

同じく、3 項 雑入、1 目 一般被保険者第三者納付金、1 節 第三者納付金 1 0 0 万

円をこれまでの実績をもとに見込んでいるところでございます。

1 ページ飛ばしまして、11 ページをお願いいたします。

歳出の内容説明でございます。

中ほどの2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、18節、9億60万円、前年度マイナス1.0%でございます。

下段の同じく2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は1億5,840万円を見込んでおります。

1 ページ飛ばしまして、13 ページをお願いします。

上段の2款6項1目出産育児一時金は、10名分、420万円を見込んでおります。

次の3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分2億4,168万6,000円、その下段の3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分6,169万5,000円、更に下段の3款3項1目介護納付金分1,912万9,000円を見込んでおります。

14 ページをお願いいたします。

上段の5款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費、12節健康診査委託料894万9,000円、これはふるさと総合健診を初め、特定健診分でございます。

15 ページをお願いいたします。

上段の6款1項1目基金積立金、24節積立金4,001万1,000円で、財政調整基金積立金でございます。

16 ページをお願いします。

上段の10款1項1目予備費1,813万2,000円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第20号議案、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出の総額をそれぞれ1億6,430万円とするものでございます。前年度予算と比べ6.5%の減額となっております。それから、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額は3,000万円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

歳入でございます。

2 款繰入金は1億2,029万7,000円、1 項一般会計繰入金でございます。前年比4.2%の増額でございます。

3 款諸収入4,400万2,000円、2 項雑入が440万1,000円、3 項延滞金1,000円でございます。前年度と比べまして、雑入440万1,000円が増額でございます。

6 款分担金は520万円、1 項加入分担金でございます。前年度と同額でございます。

7 款使用料及び手数料は3,453万1,000円、1 項使用料が3,444万円、2 項手数料が9万1,000円でございます。前年比1.7%の増額でございます。

歳入合計は1億6,443万円でございます。

3 ページは歳出でございます。

1 款総務費は6,793万2,000円、1 項総務管理費でございます。前年比2.3%の増額でございます。

2 款事業費は3,268万3,000円、1 項公共下水道事業費でございます。前年比29.1%の減額でございます。

3 款公債費は6,281万5,000円、1 項公債費でございます。前年比0.9%の増額でございます。

4 款予備費は100万円、1 項予備費でございます。前年度と同額でございます。歳出合計は1億6,443万円でございます。

4 ページは歳入予算における前年度との比較でございます。

また、5 ページは歳出予算における前年度との比較及び財源内訳でございます。

次に行かせていただきます。6 ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

2 款1 項1 目一般会計繰入金は1億2,029万7,000円で、1 節一般会計繰入金でございます。

3 款2 項1 目雑入は440万1,000円で、1 節雑入でございます。

6 款1 項1 目総務費分担金は520万円で、1 節総務費分担金の受益者分担金でございます。

7 款1 項1 目総務費使用料は3,444万円で、1 節総務使用料でございます。

8 ページをお開きください。

歳出についての説明でございます。主なものについて御説明いたします。

1 款総務費は、1 項1 目一般管理費が470万円で、前年度より54万2,000円の増額でございます。2 6 節公課費、消費税331万2,000円が主なものでございます。2 目浄化センター管理費が6,323万2,000円で、前年度より

99万8,000円の増額でございます。10節需用費の光熱水費696万円、12節委託料の浄化センター維持管理業務委託料5,182万4,000円、産業廃棄物処理委託料352万円が主なものでございます。

9ページは、2款事業費は、1項1目公共下水道建設費が3,268万3,000円で、前年度より1,344万6,000円の減額でございます。12節委託料の経営戦略策定業務委託料572万円、14節公共下水道整備工事1,830万円が主なものでございます。

3款公債費は、1項1目22節元金償還金が5,347万6,000円で、前年度より137万円の増額、1項2目22節の利子償還金が933万9,000円で、前年度より82万9,000円の減額でございます。

10ページをお開きください。

最後に、4款予備費が100万円、前年度と同額でございます。

以上、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第21号議案、令和2年度南関町簡易水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を562万5,000円とするものでございます。前年度予算と比べ11%の増額となっております。

2ページをお開きください。

2款使用料及び手数料は156万1,000円、1項使用料が156万円、2項手数料が1,000円でございます。前年度と同額でございます。

5款繰入金は406万3,000円、1項一般会計繰入金でございます。前年比15.8%の増額でございます。

6款諸収入は1,000円、3項延滞金、加算金及び過料でございます。前年度と同額でございます。

歳入合計562万5,000円でございます。

3ページは歳出でございます。

1款総務費は360万3,000円、1項総務管理費でございます。前年比18.2%の増額でございます。

3款公債費は182万2,000円でございます。前年度と同額でございます。

4款予備費は20万円でございます。前年度と同額でございます。

歳出合計562万5,000円でございます。

4ページは、歳入予算の前年度との比較でございます。

また、5ページは、歳出予算における前年度との比較及び財源内訳でございます。次に行かせていただきます。6ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

2款1項1目簡易水道使用料は156万円で、1節簡易水道使用料でございます。

2款2項1目簡易水道手数料は1,000円で、1節簡易水道手数料の督促手数料でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は406万3,000円で、1節一般会計繰入金でございます。

6款3項1目延滞金は1,000円で、1節延滞金でございます。

7ページは、歳出についての説明でございます。

1款総務費は、1項1目一般管理費が360万3,000円で、2節給料60万円、3節職員手当53万6,000円、12節委託料147万円が主なものでございます。

8ページをお開きください。

3款公債費は、1項1目22節地方債元金償還金が150万1,000円、1項2目22節の地方利子償還金が32万1,000円でございます。

最後に、4款予備費は20万円でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第22号議案、令和2年度南関町介護保険事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7,467万5,000円と定めるものでございます。前年度比較1億1,381万4,000円の減、マイナス7.6%の予算編成とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料2億4,089万7,000円で、前年度から4.0%の減でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料1万円でございます。

次に、3款国庫支出金3億6,809万4,000円で、前年度から8.1%の減でございます。1項国庫負担金2億3,397万8,000円で、2項国庫補助金1億3,411万6,000円でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金3億5,784万円で、前年度から8.7%の減でございます。

次に、5款県支出金1億8,969万2,000円で、前年度から9.6%の減でございます。1項県負担金1億8,036万6,000円、3項県補助金932万6,000円でございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入7,000円でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金1億9,443万円で、前年度から3.0%の減でございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金2,000万円で、前年度から33.3%の減でございます。

次に、9款諸収入370万5,000円で、前年度から6.9%の減でございます。1項延滞金加算金及び過料3,000円、3項雑入4万6,000円、4項予防給付費収入365万6,000円でございます。

歳入合計金額13億7,467万5,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費1,503万9,000円で、前年度から5.3%の増でございます。1項総務管理費122万6,000円、2項徴収費52万9,000円、3項介護認定審査会費1,328万4,000円でございます。

次に、2款保険給付費12億7,490万5,000円で、前年度から9.0%の減でございます。1項介護サービス等諸費11億6,462万4,000円、2項介護予防サービス等諸費3,304万円、3項その他諸費119万8,000円、4項高額介護サービス等費2,884万8,000円、5項高額医療合算介護サービス等費435万6,000円、6項特定入所者介護サービス等費4,283万9,000円でございます。

次に、4款地域支援事業費6,979万6,000円で、前年度から5.5%の増でございます。1項介護予防生活支援サービス事業費2,890万8,000円、2項一般介護予防事業費2,144万5,000円、3項包括的支援事業任意事業費996万1,000円、4項居宅介護支援事業費940万4,000円、5項その他諸費7万8,000円でございます。

次に、5款基金積立金、1項基金積立金7,000円でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金5万1,000円でございます。

次に、8款1項予備費といたしまして1,487万7,000円でございます。

歳出合計額13億7,467万5,000円を計上するものでございます。

6 ページをお願いします。

歳入の内容説明でございます。

主なものについて御説明申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。1 節特別徴収保険料 2 億 1,908 万 1,000 円で、基準額は 5,850 円、対象者は 3,493 名を見込んでいるところでございます。2 節普通徴収保険料 2,171 万 6,000 円で、対象者といたしまして 367 名を見込んでいるところでございます。

中段の 3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金でございます。1 節現年度分で、介護給付費国庫負担金 2 億 3,397 万 8,000 円を見込んでいるところでございます。

次に、3 款 2 項 1 目調整交付金 1 億 1,385 万 4,000 円でございます。

同じく 3 款 2 項 5 目地域支援事業交付金 1,260 万 7,000 円で、対象事業費の 25%を見込んでいるところでございます。

次の 7 ページをお願いいたします。

2 段目の 4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金、1 節現年度分 3 億 4,422 万 4,000 円で、給付見込額の 27%に相当する額でございます。

続きまして、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分で 1 億 8,036 万 6,000 円を見込んでいるところでございます。

8 ページをお願いいたします。

2 段目の 7 款繰入金、1 項 1 目 1 節介護給付費繰入金 1 億 5,936 万 3,000 円で、給付費見込額の 12.5%に相当する額でございます。

2 ページ飛ばしまして、11 ページをお願いいたします。

歳出の内容説明でございます。

下段の 2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 4 億 5,200 万円、前年度から 4.0%の減で、1 月当たり 3,766 万 6,000 円を見込んでいるところでございます。

12 ページをお願いいたします。

上段の 2 款 1 項 3 目施設介護サービス給付費 3 億 7,721 万 6,000 円、前年度から 20.4%の減で、1 月当たり 3,143 万 4,000 円を見込んでいるところでございます。

中段の 2 款 1 項 7 目居宅介護サービス計画給付費 6,149 万 4,000 円、前年度から 2.5%の増で、1 月当たり 512 万 4,000 円を、9 目地域密着型介護サービス給付費 2 億 6,851 万円、前年度から 2.3%の減で、1 月当たり 2,237 万 5,000 円を見込んでいるところでございます。

13ページをお願いいたします。

上段の2款2項1目介護予防サービス給付費2,244万円、前年度から13.3%の増で、1月当たり187万円を見込んでいるところでございます。

14ページをお願いいたします。

2款4項1目高額介護サービス費2,880万円、前年度から7.1%の減で、1月当たり240万円を見込んでいるところでございます。

下段の2款6項1目特定入所者介護サービス費4,272万円、前年度から14.2%の減で、1月当たり356万円を見込んでいるところでございます。

15ページをお願いいたします。

中段の4款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費、18節負担金補助及び交付金2,184万1,000円、前年度から0.1%の増で、1月当たり181万7,000円を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。

下段の4款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費、12節委託料2,063万6,000円で、主なものといたしまして、体力アップ教室委託料2,055万3,000円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第23号議案、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,738万1,000円とするものでございます。前年度予算と比べまして3%の増額となっております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利子及び償還の方法は、第2表の地方債によるものでございます。

一時金の借入れにつきましては、地方自治法第230条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れ最高額は3,000万円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金は520万1,000円で、1項分担金が520万円、2項負担金が1,000円でございます。前年度と同額でございます。

2款使用料及び手数料は3,504万円でございます。手数料が1,000円でご

ざいます。前年比1.7%の増額でございます。

3款国庫支出金は1,512万円で、1項国庫補助金でございます。前年度と同額でございます。

4款県支出金は294万8,000円で、1項県補助金でございます。前年比25.7%の増額でございます。

5款繰入金は4,596万9,000円で、1項一般会計繰入金でございます。前年比44.1%の増額でございます。

7款諸収入は2,000円、1項延滞金が1,000円、2項雑入が1,000円でございます。前年度と同額でございます。

8款町債は3,310万円、1項町債でございます。前年比25.3%の減額でございます。

歳入合計は1億3,738万1,000円でございます。

3ページは歳出でございます。

1款総務費は4,654万5,000円、1項総務管理費でございます。前年比7.5%の増額でございます。

2款事業費は6,837万円、1項浄化槽整備推進事業費でございます。前年比2.3%の減額でございます。

3款公債費は2,226万6,000円でございます。前年比12.4%の増額でございます。

4款予備費は20万円でございます。前年度と同額でございます。

歳出合計は1億3,738万1,000円でございます。

4ページをお開きください。

地方債の限度額でございます。浄化槽整備推進事業費の財源としまして、起債の限度額を3,310万円とするものでございます。

5ページは、歳入予算における前年度との比較でございます。

また、6ページは歳出予算における前年度との比較及び財源内訳でございます。

7ページに行かせてもらいます。7ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

1款1項1目総務費分担金は520万円で、1節受益者分担金でございます。

1款2項1目総務費負担金は1,000円で、増高経費負担金でございます。

2款1項1目浄化槽使用料は3,504万円でございます。

2款2項1目浄化槽手数料は1,000円で、1節督促手数料でございます。

3款1項1目浄化槽整備推進事業費国庫補助金は1,512万円で、1節循環型社会形成推進交付金でございます。

8ページをお開きください。

4款1項1目浄化槽整備推進事業県補助金は294万8,000円で、1節浄化槽市町村整備推進事業交付金でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は4,596万9,000円でございます。

7款1項1目延滞金は1,000円でございます。

7款2項2目雑入は1,000円でございます。

8款1項1目公共下水道債は3,310万円でございます。

9ページは、歳出についての説明でございます。

主なものについて御説明いたします。

1款総務費は、1項1目一般管理費が4,654万5,000円で、12節浄化槽管理委託料3,954万円が主なものでございます。

2款1目1節浄化槽建設費は6,837万円です。

10ページをお開きください。

12節委託料872万円、14節工事請負費5,192万円が主なもので、40基を予定しております。

3款公債費は、1項1目22節元金償還金が2,004万4,000円、1項2目22節利子償還金が222万2,000円でございます。

最後に、4款予備費が20万円でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、10分間の休憩をとります。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時12分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の一般質問に備えて、退室させました職員を入室させておりますので、報告します。

説明の途中でありましたので、これを続行します。

福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第24号議案、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,221万7,000円と定める

ものでございます。前年度比較769万6,000円、5.7%増の予算編成とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料9,105万9,000円で、前年度から7.5%の増でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料2,000円でございます。前年度と同額でございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金5,104万2,000円で、前年度から2.7%の増でございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金1,000円でございます。

次に、5款諸収入、1項延滞金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金11万円、4項雑入1,000円でございます。

歳入合計金額1億4,221万7,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、2項徴収費26万2,000円で、前年度から21.3%減でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金1億4,183万9,000円、前年度から5.8%の増でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金11万円で、前年度と同額でございます。

4款予備費、1項予備費といたしまして6,000円でございます。

歳出合計金額1億4,221万7,000円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。

主なものを御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料、1節現年度分6,665万4,000円でございます。2目普通徴収保険料、1節現年度分2,440万4,000円でございます。

中段下の3款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金5,078万1,000円を見込んでいるところでございます。

続いて、1ページ飛ばしまして、8ページをお願いします。

歳出でございます。

中段の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節1億4,183万9,000円を計上いたしております。内訳は、被保険者保険料負担金9,105万8,000円、基盤安定負担金5,078万1,000円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第25号議案、工事請負契約の変更について、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

今回御提案いたします工事請負契約の変更は、松風トンネル坑口斜面（その2の2）補修工事に関するものでございます。

今回の工事の請負契約は、令和元年10月の臨時議会で可決いただきましたもので、工事の概要としましては、関町側の松風トンネル坑口補修に係る切土、法面成形及び排水路整備工事でございます。

契約の相手方は、丸昭建設株式会社、代表取締役、松村陽一郎で、現在の工期は令和2年3月13日までとなっております。補修工事は2期に分けて発注しており、これは2期目の工事、後工程になります。前段の作業である1期工事の工程の遅れによる影響を受け、工事の見直しを図りましたが、作業量、内容等から、期間内の工程が組めない状況であるため、14日間の工期延長の契約変更したく、お願いするものでございます。

次に、今回提案いたします議案を御説明いたします。

工事契約の変更について、令和元年10月4日開催の臨時議会において議決された松風トンネル坑口斜面（その2の2）補修工事のうち、工期、議会の議決を得た日の翌日から令和2年3月13日までを、議会の議決を得た日の翌日から令和2年3月27日までに変更することとする請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤平君） 第26号議案、南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の制定について、御説明申し上げます。

南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約を別紙のとおり制定することとする。

提案理由につきましては、せきすい斎苑の大規模な改修に伴い、せきすい斎苑を休場するため、火葬事務を和水町へ委託する必要があるためでございます。

次ページをお願いいたします。

南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約でございます。

第1条で、この規約の目的として、地方自治法第252条の14の規定により、南関町の火葬事務を和水町に委託することに関し、必要な事項をこの規約で定めることを規定しております。

第2条で委託事務の範囲を和水町斎場に関する事務の管理及び執行と規定し、第3条で管理及び執行の方法を和水町の条例及び規則その他の規定の定めによるものと規定し、第4条で経費の負担及び予算の執行については両町の使用件数実績に基づき割合を決定した上で負担するものとし、時期については両町長が協議して定めることと規定しております。

第5条から第10条で、予算の計上、使用料等の収入、決算の場合の措置、連絡会議、条例等改正の場合の措置その他について規定しております。

附則で、この規約は令和2年4月1日から施行するとし、規約の告示及び公表並びに事務委託を廃止する場合の収支について規定しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第30 一般質問

○議長（橋永芳政君） 日程第30「一般質問」を行います。

発言の通告があつていますので、順次発言を許します。

11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（境田敏高君） こんにちは。11番議員の境田です。

今回は、先に通告しておりました高齢者対策についてと公共工事についての2点を質問します。

まず、1点目の高齢者対策についてです。日本の世帯数の将来推計によると、世帯主が65歳以上の高齢者世帯は20年後の2040年に2,200万世帯を突破し、このうち一人暮らしが占める割合は、全都道府県で30%を超えると公表されております。高齢化の進行に加え、未婚の増加が背景にあるともいわれております。2040年には、人口が多い団塊ジュニアが65歳以上になり、高齢者数が3,900万人超えに近づく一方、少子化の影響で社会保障の支えとなる現役世代の激減で高齢者の社会的孤立を防ぎ、どう支えていくか大きな課題となっております。熊本県の2040年の将来推計では、世帯主が65歳以上の高齢者世帯数が30万1,000と増加、ちなみに内一人暮らしが占める割合は37.6%に上昇すると見通

しています。ちなみに、東京・大阪の一人暮らしは45%とも示されております。

平成28年3月の一般質問で認知症の高齢者一人暮らしの増加による成年後見制度を尋ねました。制度ができた当初、成年後見人は兄弟姉妹などの親族が全体の99%を占めておりました。平成29年には親族の成年後見人は26.2%にとどまっています。身寄りのない高齢者が増えている中、核家族化が進み、関わりたくない現状も耳にします。また、経済的にも年金生活では厳しい現状があり、この先どうなるかと不安を感じておられる方も多いと思います。高齢者になっても、また一人暮らしになっても、いかにして我が町で安心して過ごせるかです。

そこで、高齢者が当面している孤独死、認知症、成年後見人及び生活困窮者の推移と課題を尋ねます。

また、高齢者の終活支援などの現状の質問では、近年、社会の高齢化や価値観の多様化で、終活をいかにして取り組むか大きく注目されております。終活といっても、就職活動ではありません。人生の終わりに向けて今をより良く生きるための活動です。

神奈川県横須賀市は、公費で火葬した引き取り手のない遺骨が増えたため、低所得者で身寄りのない高齢者が25万円程度負担すれば、市と葬儀社が葬儀や納骨まで代行する事業に、2015年度から取り組んでおります。

福岡市社会福祉協議会も、2017年度から月額3,000円から7,500円で、亡くなった後の手続や火葬、納骨、家具処分をしております。

この終活に関して、以前は家族、家庭の問題でしたが、家族関係の希薄化などによる一人暮らしの高齢者が増える中、今後は地域、引いては社会の問題となっていくものと思われれます。

町長は、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を毎回、施政方針で述べておられますので、行政としても積極的に支援に取り組むべきです。町の高齢化率は38.6%です。終活のことを口にすると以前では縁起もないと、相談もしにくい現状がありました。日本の平均寿命が延びている現状で、今後いかにして健やかに暮らすためには終活は必要不可欠になってきます。少子化が進み、家族のありようも変わっている今、墓の姿も変化しております。近年、海洋散骨や樹木葬などの自然葬が増えているといわれております。少子高齢化などを背景に増えているという自然葬は、節度を守れば違法ではないようですが、北海道長沼町では札幌市の団体が樹木葬用の森林公園を整備し、住民団体が反発したため、町は2005年、国内で初めて樹木葬を念頭に条例で散骨を禁止しました。町でも限界集落では墓は荒れ放題、管理する人がいなくなり、また分からない無縁仏が増えております。町民からの相談も受けております。我が町で樹木葬の森林公園ができたらどのように取り組

むのか。そこで、我が町の終活支援等の現状を尋ねます。

次に、公共工事についての質問に移ります。建設業工事の動向として、2000年代は減少が続いておりましたが、2010年代に入って増加に転じております。ただ、経営上の問題として人手不足、従業員の高齢化が増加傾向にあります。特に専門性の高い職種にこの傾向が多く見られます。建設業で働く外国人は増えていますが、建設業の就業者全体に占める割合から見ると、1.4%にすぎないといわれております。当面は建設業の人出不足の解消は厳しいものがあります。

国は、国土強靱化基本計画を実施し、景気対策として公共工事費の増額がなされても、現場の技能労働者、若手入職者の減少による人手不足等で、経済効果が抑制されるのではないかと危惧されます。我が町の現状はどのようなになっているのか。

そこでで、①人手不足による公共工事の影響は起きていないか。②昨年の6月に建設業における働き方改革や担い手確保の対応、工期の適正化、適正な工期設定、建設業許可などの改善が盛り込まれました建設業法、入札契約適正化法、公共工事の比率確保の促進に関する法律の改正が成立し、新・担い手3法が制定されました。我が町での取り組みはどのようなになっているのか、現状と課題を尋ねます。③では、町内業者と町外業者の入札割合、また④では、町職員の業者との接し方マニュアルは今でも必要ないか問います。

最後に、工事のコスト削減対策を尋ねます。今回は新型コロナウイルス感染防止のため、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

この後の質問は自席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田敏高議員の高齢者対策についての質問にお答えいたします。

まず、①の高齢者の孤独死、認知症、成年後見人、生活困窮の推移と課題を尋ねるについてですが、町では平成30年3月に策定いたしました第7期南関町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいるところであります。特に、一人暮らし等により日常生活に不安を抱える高齢者に対しては、地域において日常的に見守りが行われることが何より大切と考えます。町では、民生委員や地区福祉員に加え、配達訪問業を中心とした民間事業者等による見守りネットワークを実施しており、今後も見守り体制の強化に取り組んで参ります。

御質問の高齢者の孤独死及び認知症、成年後見人、生活困窮の推移でございますが、項目により対象数の確認が困難なものもありますが、高齢化が急速に進んでい

る状況から、項目によっては少し増加しているものがあるようです。それぞれの推移につきましては、担当課長がお答えします。

また、課題につきましては、やはり住民一人一人の支え合いの意識を高めることが必要であり、地域コミュニティづくりのため、関係機関、団体との連携強化により取り組んでいきたいと考えております。そのほか、成年後見人に関しましては、その制度の周知を今以上に図ることが必要であると思っております。

次に、②の終活支援等の現状と対策を尋ねるについてですが、終活とは人生の終わりのための活動の略とされ、終末期について考え、最後まで幸せな人生を送れるようにすることを意味するものともされています。支援の内容にはいろいろなものがありますが、一例として、終末期を住み慣れた自宅で安全・安心に暮らせるために、段差をなくし、手すりを付けてバリアフリーにするなど、リフォームする場合の住宅改修費の助成などを介護保険で行っております。

また、地域で終活をサポートする体制もございます。これは地域包括ケアシステムで、これまでの暮らしを守りながら、高齢者を様々な形でサポートする体制です。今後も体制強化のため、地域包括支援センター、医療機関、介護事業所を初め、関係機関との連携を図って参ります。

次に、公共工事について、公共工事の現状と課題を尋ねるの質問にお答えいたします。

まず、①の人出不足による公共工事の影響は起きていないかについてですが、土木工事につきましては、災害復旧工事に多少の遅れが出ていますが、最長3か年までの事業執行が認められており、本町では2年以内の工事完了を目指して進めていますので、平成30年度災害が本年度ですべて完了の見込みです。令和元年度災害は、令和2年度までの繰り越しで対応することとしておりますので、関係者の皆様からは対応が遅いと思われておりますけれども、事業としては粛々と進んでいる状況であります。特に特殊な工法で行っている現場は、大変御迷惑をおかけしておりますが、このようなところが技術者、作業員等が不足しているところかと思われま。また、改良工事等も品確法に基づいた工期対応で取り組んでいますので、予定どおり進んでおります。ただ、町の補助を使って、地元で取り組まれている補助工事が対応できる業者がないという理由で、本年度分の取下げが出ていることから、人手不足であることは確かであります。建築営繕工事等につきましては、早期発注、余裕のある工期を組み、本年度も無事完了しており、受注いただいた業者の皆様への協力に感謝しているところです。

続きまして、②の新・担い手3法の取り組みの現状と課題を尋ねるにお答えします。新・担い手3法とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律と建設業法、そ

して公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律についてだと解釈しますが、発注者の責務である適正な工期の設定や、施工時期の平準化を考慮した発注を心掛けております。特に災害などは明許繰越を行い、余裕をもった工期で発注しております。また、電子入札による入札事務の簡素化や予定価格の公表により、価格のダンピング対策に努めているところであります。行政はあくまで側面支援しかできませんので御理解をいただきたいと思っております。

次に、③の町内業者と町外業者の受注割合と課題を尋ねるについてお答えします。各数値については3年分とさせていただきます。平成29年度は302件の工事に対し、町内291件、96%、町外11件、4%となっています。平成30年度は187件の工事に対し、町内178件、95%、町外9件、5%となっており、令和元年度は2月までの契約分になりますが、122件の工事に対し、町内111件、91%、町外11件、9%となっています。なお、平成29年度は災害の件数が多かったため、受注件数が多くなっております。

次に、④の町職員と業者の接し方マニュアルは今でも必要ないか問うについてお答えします。職員の綱紀粛正につきましては、機会あるごとに要請しており、特に職務上、利害関係のある者との会食、贈答品の授受、遊戯等、町民の疑惑や不信を招くような行為等は厳にこれを慎むよう文書でも伝えております。入札事務は公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律を受け、電子入札や予定価格の公表を行い、設計につきましても熊本県と同じ積算システムを採用し、単価においても閲覧公表されていますので、以前よりは業者からの問合せ等も減っているのではないかと思います。また、庁舎内での打合せは執務室内で行わず、通路打合せテーブルで行うこととしており、御指摘の南関町職員のコンプライアンスに関するマニュアルは必要であると思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

最後に、⑤の工事のコスト削減対策を尋ねるについてお答えします。東日本大震災、熊本地震と続き、その後も全国での異常気象による豪雨により、自然災害等の増加により、復旧・復興工事が国内各地で増えたのに対し、建設労働者の人材不足により人材確保ができず廃業される業者等が増えたこと、かつ人材確保のための人件費上昇や資材費の高騰により、年々設計単価の上昇は続いており、コスト削減には苦慮しているところであります。例えば、道路改良工事においては、発生土の工事間流用や土質改良等を行い、搬出捨土の削減、再生材料の使用、二次製品の活用により、現場作業コストの削減、工法の比較検討を行い、その内容を熊本県土木部の指導を仰ぎ、設計に反映しております。なお、専門の技術が必要な場合には、建築・土木コンサルの委託業務で対応しているところであります。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

きます。また、詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 私から、高齢者の孤独死、認知症、成年後見人、生活困窮者の推移と課題についてお答えします。

まず、高齢者の孤独死についてであります。この孤独死に対して公的に明確な定義はなく、このためこれを定義づけての統計は存在しておりません。そこで、参考となる表現とされているものを調べたところ、孤独死とは主に一人暮らしの者が誰にもみとられることなく、当人の住居内で生活中的突発的な疾病などによって死亡することを指し、特に重篤化しても呼ばずに死亡している状況を表すとされています。つまり、社会から孤立した結果、死後、長期間放置されるような孤立死ではないかと考えられます。その背景には、隣接者や地域住民とコミュニケーションが取れていないことがあります。推移を見るためには、基準の人数が必要となりますが、これが困難です。関係機関への聞き取り等で該当と思われる人数は、この20年ほどで1名から2名ほどではないかと思えます。顕著に増加しているという状況はないかと思えます。この課題としては、孤独にさせないことが重要で、人と人とのつながりをもった温かいコミュニティーを目指し、民生委員、地区福祉員などの見守りを中心とした、現在実施している見守りネットワークの充実、ふれあいきいきサロン活動、介護予防教室による通いの場づくりを増やし、活動を活性化することが必要と考えています。

次に、認知症であります。基準となるものを認知症高齢者の日常生活自立度によって、その該当者の推移を見てみると、平成20年が366名、その後、多少の増減はあるものの、ほぼ同数で推移し、平成27年には415名、その後、400台で推移し、直近では530名ほどに増加しています。なお、この人数には、入院中、入所中の方も含まれております。課題としては、孤独死と同様に、一人にしない、させないことが大切であり、元気づくり、健康体操を初めとする介護予防教室、ふれあいきいきサロンなど、各種事業を充実させていきたいと考えております。

次に、成年後見人の推移と課題につきましてお答えします。後見制度の利用者の年度別の推移について、熊本家庭裁判所の後見センターに尋ねましたが、各市町村の推移は不明とのことでした。把握できていることは、令和2年2月末現在で町内の利用者が17名となっています。今後の課題としては、制度の周知や相談窓口となる中核機関を広域若しくは各市町村に設置することが考えられます。

生活困窮の推移と課題につきましては、まず生活保護世帯で見ると、平成27年度が42世帯、その後、41、41、55、令和元年12月1日現在で51世帯となっており、増加しております。また、生活保護までではないものの、生活困窮

者自立支援法で定義されている生活困窮者についてみると、この法による支援制度を受けている人数では、平成27年度の10名ほどから、現在は20名ほどに増えています。今後、生活困窮者を増やさないために、国・県の福祉と就労の関係機関及び町社会福祉協議会と連携して包括的支援を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 再質問に移ります。

今お聞きしましたけど、高齢者に対して様々な形でサポート体制をとっておられるようですが、冒頭で言いました町内での自然葬が行われた場合、町はどのような取り組みをされるのか、町長、お伺いします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 町で自然葬という、そういった問合せは現在のところあっておりませんが、法律ではちょっとこっちで調べたところがありますけれども、自然葬にこれが該当するかどうか分かりません。埋葬または焼骨の埋葬は、墓地以外の区域にこれを行ってはならない。火葬は火葬場以外の施設でこれを行ってはならないとか、そういった国の法律もございますけれども、そういった法律がございしますので、その自然葬というのがどこまでがそういったものに該当するのかということも、これからしっかりと検討する必要がありますけれども、全国ではそういった事例が出てきたということでもありますので、私たちの町でもやはり勝手にしていただく、その周辺の世帯の方もお困りになられますので、そういったことも含めて、しっかりと検討して参りたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） よろしく願いしておきます。

高齢者が、当面している一人暮らしの死、認知症、成年後見人及び生活困窮、または終活支援など、本当深刻な問題ですが、真摯に、今話を聞けば取り組んでおられますので安心しましたが、今一度、力を注ぎ、我が町でも誰もが、また高齢者になっても安心して生活できるよう、行政はまたしてください。

公共工事についての再質問の1ですが、建設業での人手不足解消は当分厳しいものがあるといわれております。建設業は、やはり地域経済、雇用を支え、町の経済発展に大きく寄与されていますので、今年、担い手3法を対策が打ち出されておりますので、支援・指導を心掛けてください。

②の新3法の担い手3法の品格改正では、先ほども言われましたけど、発注者の責務として、責務が明確化されております。工事の施工時期は適正に心掛けているとのことでしたが、工事によっては時期を考慮しなければならないものがあります。

特に南関町は霜とか、非常に温度低下が起きております。工事施工時にはやはり温度、湿度とか、規定があるはずですが、中には何度も、2年間ぐらい見ておりますけど、1・2月に施工されている工事も見受けられます。どのように計画されているのか、そこだけちょっと質問いたします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

本町では、御存じのとおり、他市町村に比べまして農地や農業施設の災害が多数出ております。これよりまして、平成30年度の災害発注は100か所出しております。100か所につきましては、先ほど町長からありましたように、繰越予算ということで3月に発注しまして、翌年の12月までということで、当初の工期で、余裕をもった工期で発注しております。大半の箇所につきましては、予定どおり12月までで完了していただいておりますが、中にはちょっと地権者の方や、それから請負業者の種々の事情によりまして、工期を2月または3月まで延ばさせていただいた箇所が30か所ございます、現在ですね。また、令和元年度におきましての公共災害につきましては、11月から発注しまして、3月末の工期で7か所の発注をしております。早いところはもう2か所ほど完了しておりますので、あと完了に向けて4か所ぐらいは進められていると聞いております。

それから、改良工事につきましては、建築営繕工事等につきましては国の補助を使った社交金事業がほとんどでございますので、当初予定が事業費に対しまして満額付いておりません。ですので、当初付きました事業費にあわせた分を6月から12月までを完了できる工事として当初、1期目として発注しております。その後、12月に通常、また追加内示ということで付いてきます。その予算が付きましたら、12月か翌1月から3月までの工期ということで、2期みたいな形で発注をさせていただきます。恐らくお問い合わせの分は、その分が1月、2月に作業をしているんだろうということで、おっしゃっている作業に当たると考えております。その分につきましても、3月末の工事で発注しています内容につきましては、無理をして発注しているわけではございませんので、一応3月までに終われる工事内容で工事を発注しておりますので、事業量としては大丈夫な事業と考えております。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 私が聞いたかったのは、やっぱり例えばさっき言うた温度の低下、湿度とか、厳しい条件がありますね。そういう仕事、特殊な仕事が1・2月ちよくちよくあつとるから、見受けられるから、どういう計画をされとりますかという、ちょっとそういう考えの質問やったっですよ。

やっぱり冬にやると、その特殊といいますか、職種によって、やっぱり日が当たらなくて作業できない職種もあります。やっぱりいい仕事をするためには、時期とかそういうのを再度、計画し直すべきじゃなかかと思って質問いたしました。

先ほど、工事の時期を今質問しましたけど、工期は大体守れていると言われましてけど、先般、全協では工期延長がちょっと示されましたけど、大体今工期も新・担い手3法で、大体準備期間で長いので90日組まなんですもんね。短いので30日、後片付けも最低20日、非常に余裕をもってあるんですけど、それでも工期延長を今願つとるといふか、住民さんが早くしてと言われても全然進まない。住民さんから訴えられとりますけど、今、工期延長とか今日もちよっと上がっておりますけど、それ以外にもう何も上がってないんですかね。そこだけちょっと質問をお願いします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 今回お願いします大きな工事が1本ございますが、そのほかといいますのは一応12月末の時点ですた分につきましては、何本かはやっぱり3月まで延ばさせていただいている工事があります。それ以外で延ばしたいというのはそうありませんので、先ほど言いましたように、大体ほとんど災害復旧が主でございます。改良工事につきましては、予定どおり、大体皆さん頑張ってくださいまして、ほとんど災害についてが延ばしたということで御理解していただければよろしいかと思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、わかりました。普通の工事でやっぱりこれだけ余裕をもって工期を切るなら、ちょっとペナルティ何かいるのかなと思っておりましたけど、もう災害に関してはそれはちょっと厳しいかなと思っております。それはもう問いません。今度、先ほど言いました新・担い手3法で、災害の緊急対策対応の充実強化で、やっぱり町内の建設業者団体との災害協定も締結も設定されておりますけど、町では全員、何業者ぐらいと締結されておりますかね。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 災害協定につきましては、恐らく総務課さんのほうで結ばれていると思いますが、うちの建設業関係でいきますと、1社1社とは結んでおりません。協力体制としては建設業組合さんと協定を結ぶような形で結ばせていただいております。以上です。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ほとんど建設業組合に入っとらるか、大体ほとんど締結されとるといふことですね。そう理解してよろしいですね。

近年は、思いもよらぬ災害があつています。温暖化の影響ですが、今年は例年になく何か暖かいので災害が心配ですが、そういう強化体制が敷かれているなら安心しました。締結によってされている、また災害に対応された業者は、やはりこれからも町独自の点数加算制度を設けて、町内業者の育成、また地域経済に努めてください。

これから、今年の秋から施行されます入札契約の適正化の改正法は、多様な入札契約制度の導入、活用が改正がなされております。新規参加が不当に阻害されないように配慮しながら行う段階的選抜方式と、地元なんかの中小企業に対して受注しやすいようにされる方式の2点がありますが、どのような取り組みをお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 今御質問がありました段階的選抜方式につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律の第16条において、発注者は競争に参加する者に対し、技術点を求める方式による場合において、競争に参加する者の数が多数であると見込まれるとき、その必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価することなどにより、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができるように規定されているようでございます。

また、地域における社会資本の維持管理に資する方式につきましては、同じ法律の20条において、発注者は公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ次に掲げる方式等を活用するものとして、1つが工期が複数年度にわたる公共工事を1つの契約により発注する方式、それから2つ目に複数の公共工事を一つの契約により発注する方式、3つ目に複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができる方式などが規定されているようでございます。

町として、現段階での取り組みということですが、現段階では特にございませんが、これらの法施行の趣旨を十分に理解して、総務課であります入札担当部署、それから事業実施担当部署、主に建設課ということになると思いますが、協議等を行いまして、近隣自治体の取組状況なども調査した上で、できる限り法の趣旨に沿うような取り組みを行っていかねばならないと考えているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） この新規参入者、また地元の企業が本当に入札に参加できれば、やはりこれは地元経済に大いに私は貢献されると思いますので、今後の取り組みを楽しみにしております。

③の受注割は、先ほど町長が言われました平成29年から令和元年かな、大体96、95、91%で地元育成によく力を注がれているなど思っております。これからもなるだけ地元業者を参入されるようにしてください。

④の業者との接し方、今でもマニュアルは必要ないのかの問いですが、職員には先ほど言われました文書、機会あるごとに要請しているが、検討課題とまた言われました。よろしく願いしておきます。

以前、私はこれをなぜ言うかといいますと、この前も新聞等に載っておりました、同じ郡内の建設課長が業者に便宜を図り逮捕されました。我が町にはないと確信しております。また、何度も何度も関連のある業者を執務室に入れないように言っているんですけど、右から左ですね。よくよく見ます。上のほうでは見らんですけど、下はよく見ます。特に入ってくる時見えるとですよ、業者さんと話すときは。それは契約するときは上です、それはもう絶対されないとわかるんですけど、本当見てて、やっぱりなあなあにならんようにするためには絶対入れないほうがいいです。これは本当もう議員さんも何回も見とるんですけど、徹底してください。業者との癒着がないように、またまさかにならないためにもやはり早めに設けるべきと、私は思います。

最後の工事のコスト削減で、老朽化したインフラの維持管理が全国で話題となっております。しかし、町道の改良工事、通常は町道の脇を工事し拡張しますが、ある町道工事でわざわざ町道から離れた法面まで購入されて、そのために法面の改修、側溝工事と、大幅な工事高になる工事が行われています。また、部分的に町道の払下げも行われていると町民の方から指摘されております。コスト削減が叫ばれる中、誤解がないようにしてください。

玉名市では、市の職員が資格を取得し、自ら橋の補修に当たり、外注よりも施工費が安くなる市直営の手づくりメンテナンスに力を入れております。コスト削減や現場の技術力アップに効果が現れており、2016年、2017年度の橋の補修経費は2年間で何と約14億3,000万円の削減効果が出ております。我が町もコスト削減に取り組まれているようですが、南関町も職員が自ら資格を取得して、削減対策か何か取られておりますか、ちょっとお伺いします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 建設課の職員で自ら資格を取ってというのは、これまでも建築等についても資格を取っている者がおりますし、何名かおりますけれども、その資

格自体が自分たちがその仕事で、今の業務以外に活かして、それをコスト削減等につなげるとか、そういったことに関してまではなかなかつながっておりませんので、資格取得しているだけじゃなくて、そういった勉強することによって、そういった仕事にもつながるといことで、職員のほうにもそういった勉強をする機会をつくっていただきたいと思いますので、ぜひそういった資格は全体の技術向上にもつながりますので、そういったことには頑張ってもらいたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 我が町のインフラは、維持管理は今後40年間、446億7,000万円、年間当たり11億2,000万円かかる見込みと、以前答弁をいただいております。南関町もやっぱり町職員もインフラに自ら当たり、経済効果が潤うように取り組んでください。

今回は、冒頭でも言いましたとおり、新型コロナウイルス感染防止のため、大幅な時間短縮で自席でのやり取りが十分できませんでしたので、またの機会に改めて質問します。

これで、私の質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の一般質問は終了しました。

続いて、6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） こんにちは。一般質問をさせていただきます。井下です。

今回は、2点の質問をさせていただきます。一つ一つ吟味して質問していきたいと思っておりますが、新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる中、傍聴される方に対しても遠慮していただき、感染のリスクを減らすよう努めている議会です。しかし、議会が開かれる以上、質問はさせていただきます。ただ、閉ざされた空間での時間を極力短縮するために、要点をまとめて質問させていただきたいと思っております。

そこで、まず1つ目は、今一番注目すべき問題であり関心も高い、新型コロナウイルス感染症についてです。その一つとして、パンデミックに迫る勢いの新型コロナウイルス感染症ではありますが、その情報公開はどうなっているのかということですね。今、テレビを初め、連日、様々なマスメディアを通じて盛んに情報が出されています。それはそれで非常に大切なことだとは思いますが、最近では逆に誤ったところのフェイクニュースまで流れています。そのような中、この南関町においての情報があまり発信されていないのではないかと、また発信されてもそれが十分に伝わっているのかということですね。例えば、住民の方たちからの相談や問合せ等は福祉課ですべて窓口として受けているのか。そして、それは電話でも大丈夫なのか。また、風邪かなと思っただけですぐ病院ら掛かれるのかなど、いろんな疑問を持たれ

る方が今多いと思います。そして、また熊本県では市内と御船町に感染者が出たとの報道が即日なされましたけれども、福岡県に関しては詳しい情報が入ってきていません。福岡県の南部に至っては、南関町とは非常に生活面においても密接な関係にあります。あまり地域を限定すれば、それこそ感染差別になりかねませんが、せめて県北か県南ぐらいかは情報がほしいところでもあります。町内のことはもちろん、近隣市町との連携等を含めた情報があれば、防災無線などを通じ、随時公開してほしいと思っております。先週には玉名でも感染者が出ました。随時、リアルタイムで状況は変わってきておりますので、質問が前後しているところもあると思いますが、そのところはもう省いてもらっても結構です。

その2として、現在、国・県また各市町村において、いろいろな対策も講じられていると思いますが、南関町としての対策について尋ねます。3月2日より国からの通達による小・中・高、支援学校までが休校になりましたが、児童クラブや放課後子ども教室、解放子ども会等、南関ではどうなっているのでしょうか。児童クラブに関しては、地域によっては両親共働きで一人で家においておくのが不安だというところで、小学校3年生までに限定しているところもあります。もし南関でもそういうことが講じられているのであれば、そこも説明していただきたいと思っております。それが本当に正解かどうか、今のところ何とも言えませんけれども、よろしく申し上げます。

また、学校が休みになっているということで、子どもたちが逆に、元気な子どもは外に出歩かないかというようなところもあると思いますので、そういうところの学校への指導等はどうなっているのか、そのへんもお尋ねしたいと思っております。

また、学校等が休みの期間、いつまでなのか、またいつ頃から学校が再開されるのか判断等もいろいろ注目されているところですが、状況次第でもありますが、そこも分かり次第、迅速に公開してほしいと思っております。

とにかく防災や、今回のような危機管理に関しましては、こうしたらよかったや、こうすればよかったなど、「たら、れば」と必要なく、これでもかというぐらい用心したほうが良いと思います。これまでの感染症に比べ致死率は低いといわれていますが、あくまでこれは全体的なものであって、高齢者や持病を抱えている方たちだけを考えれば、決してそうとはいえないと思っております。高齢者の方たちにとっては、より強い不安もあると思います。そういったところで、マスク、トイレトペーパーが手に入りにくい、こういうときこそ、またいろんな詐欺も起こりやすいと思いますので、より一層の注意喚起をお願いしたいと思っております。町長におかれては、すべての責任は私が持つというぐらいの意気込みで対処してほしいと思っております。

2つ目の質問は、防犯カメラについてです。これまで高齢者の徘徊対策について、何度か位置検索の端末機導入などについて質問をしてきましたが、あまり進展もなく、私が思うようなところには結びついていません。そこで、今回、角度を変えて防犯カメラについて、いくつか尋ねたいと思っております。

まず1つ目は、様々な用途がある防犯カメラですが、現在、南関町に設置されているカメラの数と、主にその目的について尋ねます。というのも、本当に機能しているカメラとダミーのカメラがあると思いますが、それについてはあまり数と設置場所については詳しく触れません。しかし、今設置されているカメラは主に不法投棄防止のために設置されていると思いますが、抑止力にさえもなっていないのではと非常に疑問です。現在設置されているカメラの利点として、何かありますでしょうか。

そして、2つ目ですが、すぐ隣の長洲町では、5年をかけ、現在約76基のカメラを町内に設置し、見守りカメラとして子どもや高齢者を見守っています。もちろんそれだけではなく、不法投棄の抑止力にもなっていると思います。これは国内においても注目すべき取り組みだと聞いておりますが、町としてはその防犯カメラの必要性についてどのように考えてあるか尋ねます。見守りカメラと呼び名を変え、今言いました長洲町のように、市内、町内各所に設置する自治体も増えてきています。玉東町でも来年度には30～40基設置する予定だと聞いております。というのも、特に最近では子どもの連れ去りや高齢者を対象にした詐欺などといった、弱い立場の人が犯罪に巻き込まれる事案が増えてきていることから、地域全体で見守るためにも、これからの時代、必要になってくる対策だと思っております。県内では、嘉島町でも昨年9月3日の熊日新聞に、児童生徒が被害に遭う交通事故や連れ去り、わいせつなどの事件を防ぐのが狙いとして、費用2,247万円を一般会計補正予算案に計上し、昨年9月の議会に提案されています。ぜひ、南関町でもそれらを取り入れる方向で検討していただきたいと思いますと思っております。

この後の質問は自席にて行わせていただきますので、簡潔に答弁をよろしく願います。

○議長（橋永芳政君） ここで、一般質問の途中ですが、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時07分

再開 午後3時17分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番、井下忠俊議員の、新型コロナウイルスについての質問にお答えいたします。

まず、①のパンデミックに迫る勢いの新型コロナウイルス感染症であるが、その情報公開はどうなっているのかについてですが、町としましては国及び熊本県からの感染及びその対策に対する情報は逐次、町民の方へ防災行政無線を初め、町ホームページ、各施設へのポスター、チラシの設置などを通して公開し、その予防対策につなげております。今後も町民の安全・安心のため、感染症に関する情報は早急な対応をもって公開して参ります。

次に、②の国・県または市町村において対策も講じられていると思うが、南関町としての対策はの御質問にお答えします。今回の新型コロナウイルス感染対策につきましては、これまで前例がないことから、町では新型インフルエンザ等の対策行動計画を準用していくこととしており、2月の早期から国、熊本県からの情報を受け、予防対策としてこまめな手洗い、咳エチケット、手指の消毒、部屋の換気など、防災無線を通して町民へ周知しているところです。

また、福岡市での感染確認を受け、2月20日木曜日、午後1時から、私を初め町三役、各所属長による新型コロナウイルス感染対策に関する連絡会議を開催し、情報収集や対策本部を立ち上げる時期、行事等の中止についてなど、今後の対策等について協議をしました。

その後、2月21日に深夜の熊本市での感染確認を受け、2月22日土曜日、午前8時に対策本部を設置し、情報の共有と今後の感染予防対策について協議し、町内の福祉施設等に感染予防対策の強化を依頼するなど、予防対策の徹底を図ったところであります。具体的には、予防対策の強化として、町民の方への周知徹底と多数の人が集まる行事やイベントの中止、各施設等への消毒液設置、職員への感染予防対策の徹底と、職場における業務の対応についても徹底を図っております。

また、教育関係においても、国及び熊本県からの学校施設の臨時休業の要請を受け、南関町でも3月2日から15日まで小中学校を休校としたところであります。なお、夫婦共稼ぎ世帯などにより、どうしても自宅で見ることが困難な世帯の児童に対しては、保護者からの要請に応えるとともに、児童の安全確保から放課後児童クラブを3月2日から時間を延長して受入れを行っているところです。

さらには、3月3日または4日から、町内の各施設の屋内利用停止などの措置を図り、感染予防の対策を行っております。3月4日には有明保健所管内での感染者が確認されましたことを受け、再度、予防対策の強化・周知を図るよう徹底し、今後も状況により対策を強化して参りたいと考えております。

職員については、3月2日付けで体調確認や会議、打合せにおける感染予防対策、

職員・家族が感染した場合等の対応について通知し、感染防止を図っているところです。感染が広がり、終息が見えない中でありますが、町としましては、今後も情報の収集・周知を徹底し、できる限り感染リスクの軽減を図っていかねばならないと考えております。

次に、防犯カメラについての質問にお答えいたします。

まず、①の南関町に設置されているカメラの数とその目的についてですが、町で設置している防犯カメラは南関中学校に6台設置しております。目的としては、生徒の見守りと施設の防犯のために設置したものであります。また、玉名警察署に問い合わせしましたところ、町内の33事業所に延べ198台の防犯カメラが設置してあるとの情報をいただきましたが、警察として道路上に設置している防犯カメラはないとのことでした。また、県に確認しましたところ、国道・県道に防犯上のカメラ設置はないとのことでした。

次に、②の防犯カメラの必要性についてどう考えるかについてですが、防犯カメラ設置については、犯罪防止の面などから有効手段であるとは思いますが、必要性は感じているところであります。町内施設につきましては、基本的に機械による警備を導入しているため、特に必要はないと考えております。

一方で、道路上などにつきましては、高齢者、子どもたちの安全対策、住民生活の安心につながるものですし、玉名署からの設置状況の調査や設置に関するお願いもあっているところです。そこで、町としましては、まず令和2年度当初予算におきまして、主要道路または通学路に防犯カメラを4基設置するための予算を計上させていただいているところです。今後は、設置による効果の検証等を踏まえながら、どのように対応していくかの検討をしていきたいと考えています。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 6番、井下忠俊議員の、新型コロナウイルスの②町の対策について、私からは学校の対応についてお答えいたします。

まず、2月18日火曜日に、文部科学省から児童生徒に感染症が発生した場合、インフルエンザと同様に休校や学級閉鎖、そして当該児童生徒は出席停止とするなどの通知があったところでございます。

さらに、福岡市での感染が確認された20日木曜日には、町の教頭会議の中で、うがい・手洗い等の予防の徹底をお願いしたところでございます。その翌21日金曜日には、熊本市での感染が確認され、三連休の初日に町対策本部が設置されました。翌23日日曜日、24日月曜日には、国の対応の基本方針の策定予定や、学校

の教諭、中学生の感染が全国ニュースで流れたり、本県地元紙に熊本市の卒業式、在校生不参加、県内公立高、感染あれば2週間休校の見出し記事が掲載されるなど、情報が錯綜していました。

そこで、連休明け25日火曜日の朝一で、町内校長に対しまして、町対策本部を設置したこと、他県では子どもや先生の感染も確認されていること、予防のため手洗い・うがいの励行と教室等の換気をお願いするとともに、新聞情報等に関し、県・国の方針を待って町の方針を知らせる旨を校長メールを送信したところでございます。

同日午後、県教育委員会から臨時休業等の基準についての文書が届きましたので、すぐに校長へメールを送ったところでございます。

翌26日水曜日の朝には、町長から岱志高校の卒業式情報をもとに、町内校長の意見を聞き、町内小中学校の卒業式も県立高校に準じて、卒業生、保護者、教職員で実施することを固めたところでございます。昼前に、県から、卒業式・卒園式の対応文書が届きました。

翌27日木曜日には、県から教職員が感染したときの服務等の対応文書が届いたところでございます。その夜、19時過ぎ、テレビニュース速報で全国の小中学校、高等学校等が臨時休業要請との字幕が流れまして、10時20分頃、玉名教育事務所より、県教育委員会の方針伝達の電話連絡があったところでございます。

翌朝、28日金曜日の朝一に、町長、総務課長に報告し、始業から第2回の対策本部会議が開催され、臨時休業の対応等の協議をし、学童保育について福祉課との連携した対応を確認したところでございます。その後、10時45分頃、臨時校長会議を開催し、児童生徒の感染予防の徹底など、対応すべき内容の確認や学童保育への職員の協力をお願いしたところです。会議終了直後の11時40分頃に文科省の通知文が届きまして、その分を含めた対応をお願いしたところでございます。14時30分頃に臨時休業のお知らせメールを、教育委員会のお知らせメールを校長メールで送信し、その後、開催されました第3回の町の対策本部会議で、学校関係の対応を報告、協議いただいた、そういう流れで対応したところでございます。

お尋ねにありました、児童クラブの対応の部分は、学童保育という部分で福祉課と連携した取り組みをしたところです。解放子ども会の対応については、これはもう学校と同じく、活動は中止という措置を取っております。

そういう取り組みで、臨時休業が終わる15日日曜日以降の対応につきましては、給食の実施判断のリミットから、明後日11日水曜日に決定する予定です。引き続き、学校への正確かつ速やかな情報提供を基本に、児童生徒を初め、関係者の感染予防に努めていかなければならないと考えております。

以上お答えしまして、この後の御質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。

十分な対応と情報公開はされているということで、これ以上、まだまだいろんな情報が出てくると思いますが、何分、住民の方は間違っただけの情報が入らないように、しっかりと、また対策にしてもこの南関町に即した対策を講じてもらえればよいと思っております。

そこで、ちょっと尋ねますけど、今 24 時間、保健所のほうが開設されて、相談にも乗っているということでしたけれども、それはこの感染したかなと思った場合の相談は電話でも大丈夫なんですか。24 時間、それは夜中でも電話で対応してくれるんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 御指摘の 24 時間体制で窓口に対して対応されているかということだと思いますが、保健所に当初からお聞きしましたけども、24 時間体制で電話相談があれば、夜でも夜中でも対応されているということでございました。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） そういったところもまだまだ御存じない方もおられると思いますし、特にもう高齢者世帯、一人住まいの方とか、どうしたらいいんだろうかと悩まれる方も多いと思いますので、そういうのも併せて公表して行ってほしいと思っております。

次に、対策で学校のほうなんですけれども、春休み前に休校にいきなりなったものですから、生徒の授業のコマ数は足りませんか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 休みに入るまでの余裕というのが、金曜日 1 日しかございませんで、もう休み明けから入りましたので、休みに入ってからすぐ授業の実施状況といたしますか、未修学習内容があるかどうかの確認をしたところで、小学校 4 校、中学校もまだ未修の部分が残っているという状況でございます。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） 今回は緊急な措置だったと思いますので、なかなかこうすればいい、ああすればいいということは、もう今言えない状態だと思っております。けれども、できるだけそのところは柔軟な対応をしていってもらえればと思っております。何が正解なのか、ちょっと自分も今質問しながら分からない状態ですので、保護者、また学校と連携しながら進めていってほしいと思っております。

もう感染症に関しては、まだまだこれからどんな広がりを見せるか分かりませんし、このまま終息していってくれば一番いいと思うんですけども、とてもそうとは思えません。だから、もうより一層、情報の公開、正しい情報の公開と適切な対応をお願いしたいと思っております。

それから、防犯カメラは本当に今、役立っていますかね。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 恐らく不法投棄用の防止カメラの件での御質問と受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 今、南関町には防犯カメラというのは、もうその不法投棄の防犯カメラとしか、町で設置してあるやつですね。ほかにもあるとですかね。

○議長（橋永芳政君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 中学校に6台ほど設置はしておるということでございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 中学校は、中学校内でしょう。だから、中学校の状況だけですよね。その一般の公道に出た場合の、その防犯カメラについて、今一つ聞いているんですけども。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 現在、不法投棄用の防止監視カメラでございますけど、全部で22台設置をしております。南関町には、南関町不法投棄防止監視員さんが8名いらっしゃいます。ごみの不法投棄に関しての監視を年間を通して行っていただいておりますけれども、その報告によりますと、監視カメラを設置した箇所については、不法投棄が減少しているとの報告を受けております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） じゃあ自分のもう勘違いですかね、なかなか減っていないという思いがしてて、まだいつもごみが捨てられているという話もよく聞くものですから、それが今の防犯カメラが効力を発揮しているのであれば、それはそれでいいんですけども、その目的は今のところ不法投棄だけですよね。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 税務住民課で設置している分は、不法投棄用の監視カメラでございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 町長にお尋ねしますが、今の不法投棄とは別に高齢者、

子どもの見守りカメラとしては、さっき道路上にはないと言われたんですけども、今後はこれを今、一応次年度4基設置するという考えを言われたんですけども、その4基だけじゃちょっと少ないと思うんですよ。いっぺんに何基も付けろというわけじゃないんですけども、これは今後増やしていく方向ですかね、まだ様子を見ながら検討されるということでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 新年度で4基の予算計上をしております、既に警察協議会の皆様のほうにも、ぜひ校区で1台ずつ、一番何か効果があるようなところとか、そういったものを場所についても相談させていただきたいという話はしております、校区ごとに1台をまず付けて、その状況、効果を見ながら、これも増やしていくべきであると思っておりますので、将来はお金がかかっても増やすべきだと思っております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） まったくそれは同感です。本当に今、犯罪に巻き込まれるような弱い立場の人が多いです。徘徊にしても、何度もこれは福祉課長にも、前の福祉課長に対しても質問してきたんですけども、いなくなってから探すんじゃ、もう後攻めです。位置検索システムがもしだめだとしても、その防犯カメラを今追っていけば、必ず行き当たります。今、警察に聞いても、犯罪の目撃者を探すよりも、防犯カメラを探したほうが早いというような、そういった捜査に入っています。防犯カメラを長洲町にこれは聞いたんですけども、もうこれはもちろん1年でやってきたとは言われません。5年ぐらいかけて、約2,600万円ぐらいかかっていますけど、76基、今長洲町には付けてあります。家を当てれば、これは個人情報、いろいろな問題がありますけれども、地区の入り口とか、県道と交差点とか、いろんなどころに今設置してあるそうです。こういうふうな取り組みが今、これは国でもトップレベルの事業として言われていますけれども、これに見習って玉東町でも30~40基、先ほども話しましたが、嘉島町でもそういうふうにしていかれています。町でぜひ、来年、再来年で終わりじゃないんですけども、町で付けて、あとは民間のコンビニエンスなんかにも必ずあります。そこと連携していけば、多分いなくなられたとしても、このカメラにはもうここで映っているけれども、これから先は映ってないとか、そういうふうな判断ができれば、探すのにも的が絞りがやすいと思いますし、必要なければもう一番必要ない状態だとは思いますが、こういうのも年々必要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、ぜひこういった考えは、町長、今のところ、少しでも前に進むような、今するしないじゃなくて、先ほど必要かと思うと言われたものですから、これはぜひ進めてい

ってもらいたいなと思って、今質問に立っているんですけども。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほど答弁したとおりでありますけれども、必要に応じて設置をしていくということで答弁したところであります。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

今言ったように、本当に防犯カメラというのは、その目撃者にもなり得ます。どんなに人の目で見て回っても、それは限界があります。けど、24時間、365日、カメラはずっと見えています。だから、本当にこれは必要ない時代が一番いいんですけども、今の時代となつては、これはもう設置しとったほうが、これは先々ぜひ必要になってくるんじゃないかと思っております。これはもうぜひ、これを町長にその前向きな気持ちかどうかを聞くために、これを質問したわけですけども、前向きに進めていきたいという答えをもらえましたので、安心したところです。

もう短いんですけども、まとめに入ります。今言ったように、1年ですべてをやっつけようじゃなくて、5年、10年かけても構いません。長洲町においても、これは町長のトップダウンから始まったことだと聞いております。南関町も踏み出すためにも、あくまでこれは監視カメラではありません。町民の方たちに安心と安全を提供する見守りカメラです。悲しいことに、今の時代は安心・安全はただではありません。そこを踏まえた上で、より一層の前向きな気持ちで進めてもらいたいと思います。

ウイルスに関しては、まだまだ出口が見えない状態です。この南関町からは1人の感染者も出さないよう、万全の体制を整えてもらって、それを先ほども言いましたように、万全の間違いでない情報をしっかりこれからも提供してってもらいたいと思います。また、これは第二、第三で情報が出れば、また質問の場に立ちたいと思いますので、今日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員の質問は終了しました。

続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 5番議員の杉村です。

私から、町道田町堀池園線について質問いたします。庁舎建設に伴い、町道田町堀池園線の工事が進んでおります。旧南関高校正面玄関前より竜瀬橋を渡り、商工会へと出る区間は、現在の幅員で拡張改良の計画はされていないが、いかがなものか。また、南関橋から第一小学校へと続く、これは迎町旭町線だと思いますけど、こちらの町道は通学道路であり、庁舎ができれば車の通行量も当然増えると予想され、

交通事故が危惧されるが、町長の考えをお聞きします。

また、道路新設場所は幅員が広く、旧南関高校の正面玄関の前から竜瀬橋、県道大牟田北線へ抜ける町道は現在そのままでありまして、今新設されている道路よりも急に狭くなってきております。また、計画としましては、この道路新設されるに当たり、中途半端な道路となっておるため、再考の考えはないか。また、田町側は幅員は広いが、旧南関高校正面玄関前はそのままでいいのかを聞きたいと思います。

この後の質問は、自席で行います。よろしく申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番、杉村博明議員の、町道田町堀池園線についての質問にお答えいたします。

町道田町堀池園線は、田町側を起点とし、堀池園側を終点とした新設道路であります。道路の形状としては、熊本県土木部道路整備課及び熊本県警本部公安委員会と幾度となく設計協議を行い決定した道路であり、終点の堀池園側と接する道路は、町道迎町旭町線となります。今回の計画では、道路構造例上、接道は直角に交わることと、交差点は一つにまとめることが条件でありましたので、必然と旧南関高校正面前の竜瀬橋を正面とする箇所しか該当しませんでした。これにより、全面竜瀬橋幅員7.3メートルに合わせないと許可が下りないこと、また橋梁に歩道部分を設けているため、それに合わせた歩道3メートルを設けたため、有効幅員4メートルとなる暫定道路となっております。今回は、これ以外の計画では警察の許可が下りませんでしたので、このような形状になったところであります。

商工会前へと出る区間につきましては、竜瀬橋から接続部分までの距離では、安全な道路勾配が確保できないため、現在までは交差点協議ができない状況であります。御指摘のとおり、従来は本線の有効幅員7メートルにすべきと考えますし、県道側まで安全な道路の整備を検討する必要があると思いますが、県道との高さや関川と町道前田堀池園線をまたぐ道路橋が必要となってきますので、壮大な事業計画になることが考えられます。また、小学校へと続く町道は通学路でもあるため、交通量の増や交通事故に対する不安など、御迷惑をおかけすることも考えております。

このような中ではありますが、まずは庁舎建設関連事業を進めさせていただき、並行して堀池園集落を通る通学道路の改修の検討を先に行い、県道につながる町道については少し時間をかけて、町振興計画や南関版コンパクトシティ構想等の中で検討させていただきたいと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） 今答弁いただきましたけど、ちょっと納得しないところがあるんですね。今、新設部分で西のほうから直線で、今、竜瀬橋に来ていますよね。それを何でもう少し延ばしてから、こちらの県道大牟田北線のほうに取り入れたら一番いいんじゃないかと思うんですけど、もう少し延伸して、今、橋に来ていますが、それをもう少し延伸して、それからまっすぐ、ちょうど橋本製菓さん、名前を挙げていいか分かりませんが、製菓さんのちょうど正面あたりに出てきたが一番いいんじゃないかと思うんですよ。

それと、あそこはまだ家も建ってないし、移転の必要もないし、用地交渉もスムーズにいくんじゃないかと思うんですよ。それと、その延伸した部分をそのまままっすぐ町道迎町旭町線ですかね、そちらのほうにまっすぐつなげたら、こちらの今使っている橋の手前のほう、用水が流れている、その部分が狭いんですよね。だから、そちらのほうを利用されるようにしたら一番、歩道もできるし、通学にも一番便利じゃないかと思うんですよ。ただし、交差点ですかね、そういった協議も必要かと思うんですけど、できるだけ地元からの要望もあるんですよ。ただ、町のほうにまだ区長のほうから出されてないと思うんですけど、非常にここは離合も厳しく、危険です。ついこの間も事故に遭いそうな話があったんですよ。ドアミラー、そちらが接触したりしたということで話を聞いております。非常に狭いです。離合ができない部分がありますので、その部分は片方が止まられて通過するのを待っている状況です。そのへんが非常にまた庁舎ができれば出入りもそちらのほうからの出入りも多くなるのはもう必然的です。田町のほうは、移転までさせて新設されているから、やっぱり出口・入口、入口ばかりじゃないんですよ、出口も必要ですけど、出入りは両方からされると思います。町中を通って、町中から入るばかりじゃないと思うんですよ。だから、そこらへんも非常にまた危険です。ちょうど松風さんの横から商工会前に上がってくる道、これも直線じゃないから、先ほど言われたように、非常にそれを拡張するのは難しいということでしたので、だったら今新設されている西から東側への直線をもうちょっと延伸して、そこから直角に県道大牟田北線のほうに取り付けられたが一番いいんじゃないかと思うんですよ。やっぱり私が今日質問するのは、せっかく庁舎建設が進んでいるから、それに合わせてできるだけ早く、その部分、今のままじゃ何か中途半端な感じがするんですよね。先ほども申しましたように、入り口が田町側じゃとは言いませんけど、出入りするのは片方だけが出入りするんじゃないかと、こちらのほうからも出入りが結構あると思いますので、そのへんを十分考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 杉村議員が言われるとおりでと思います。確かに、田町側からの進入道路と、関川のほうですね。南関橋側に比べますと、やっぱりなかなか車の交差する場合等、いろんな道路幅員とか、いろんな勾配等がありますけど、そういったものがあると思いますけれども、ただ、現在私たちが進めておりますこの事業は、庁舎等建設委員会、そういったことの中でも全部その道路線形とかそういったものも含めて協議をさせていただきまして、それをその中で決定した事項をすべての町民の皆様に、全部図面等も出して、そういった中で承認いただいたもので、それを予算化というか、警察にも協議して進めているものでありますので、現在の第1期の事業としてはこういった形で進めさせていただく。そして、将来はやっぱりそういった本来の県道までつなぐような道路も計画すべきだと思いますけれども、まず1期目が終わって、その今の状況であると、やっぱりどうしても国の国庫補助とか、そういった事業に付かないと、南関町の財政事情では厳しいものがありますので、将来、今からのコンパクトシティ構想であるとか、新たなそういった計画に乗せるような形でその道路も整備するという事で考えていかなければならないんじゃないかなと思っております。ただ、通学道路に関しては危険性もありますので、こういった形でそういった整備をすれば、その子どもたちの安全も保てるのかというのは、早急に検討していくべきだとは思っております。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 県道大牟田北線のほうから入れるのは、今、現道路、町道迎町旭町線、その上を通してから、旧南関高校の敷地部分、出初式で閉会式するでしょう。その部分のほうに、今、前の町道の上を通して下ろしてくるような構造にしたらいんじゃないかと思うんですよ。そうすると、今の町道の通学路、そちらのほうはもう車は通らなくなるから、子どもたちも通りやすくなるし、利用するにも車は上のほうを通過して、今度新しい庁舎のほうに入って来る。そういった構造でもしてもらえればと思います。

それで、また先ほど言われましたように、私が何で今日、この話をどうしてもこのコロナで中止されているときに一般質問するかというのは、そのへんが庁舎建設と絡めて、最後まで計画をどうしても早く進めて、また計画すれば、今、家が建ってないんですよね。いずれはあそこは宅地として場所もいいから、建ってくると思うんですよ。言うならば、今、ビックオークさんの第2駐車場、そこが駐車場になっていますよね。それと、旧南関高校の東側の部分も、以前、宮川歯医者さんのところが今、家も建ってないし、そちらのほうは今どなたかに譲られているとお聞きしておりますので、今は家も建ってないです、その先もですね。だから、移転の

必要がないと、さっき言いましたように。できるだけ移転が、家が建ってからはまだその分高くなるから、用地費がですね。それと移転費、そういったのも考えれば、今のうちから早めに計画して進めていったが、よっぽど安く上がるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 確かに、現在の工事に続けてすると、今、構造物等もありませんので、非常にやりやすいことかと思えます。ただ、この事業につきましては、先ほども申しましたとおり、町だけで決めたことじゃなくて、建設委員会、あるいは町民の皆様にもすべての図面を提示して、それで町民の皆さんにも納得していただいて進めている事業でありますので、今後そういった道路を造るということになれば、やっぱりその建設委員会であるとか、コンパクトシティ策定委員会、そして町民の皆様にもやっぱりお知らせして進める事業であるとは思っております。というのは、やはりかなり大きな事業費が必要となりますので、やっぱりそこらへんも含めたところで、皆さんに理解をしていただきながら進めていかなければならないと思っております。

ただ、今回の計画の中では、カーポートを前回の全協の中で、現在の今言われたところの線形の中に造るようにしておりました。そこにカーポートを造ると、またその道路を新たに計画したときには、カーポートを撤去する必要がありますので、そこに撤去に該当しないような場所に移そうと思っています。そして、将来はやっぱりそういった無駄なお金を使わないように道路線形が描けるならば、そういったことでということでは考えておりますので、そういった町としての考えは持っておりますけれども、やはりこの壮大な事業となってお金がかかることに関しては、私たちだけでこれを進めますということはなかなか言えませんので、議会の中でもしっかり検討していただきながら、町民の皆様にもそういったいろんな協議をしていただきながら進めていければと思います。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 建設委員会の中では、言うなれば、そこが狭くなりますよね、竜瀬橋のほうがですね。そこが急に狭くなるというのは、逆に知られてないんじゃないか、建設検討委員会の方もですね。私たちも知らなかった、急にあんなに狭くなるとは。実際、町長は見られていますか、現場を。

○町長（佐藤安彦君） それは見えていますよ。

○5番議員（杉村博明君） 急に狭くなるでしょう。あそこは非常に危ないですよ。中のほうは広くて、出てくるところは現在のままで狭い。もともとから狭いの、また高校の部分も歩道じゃないけど、色塗りしてから歩道を造られていますよね。

だから、あそこは橋も狭いんですよ。あそこは離合というか、どっちかで止まるとないと、橋の上でも離合できないという形になりますので、そこらへんは多分検討委員会の方々も急に狭くなってくるといのは頭になかったんじゃないか、私たちが急に狭くなるというのは、現場を見てから、今はもう形状なんかできていますから、それを見てから急に、これはもう急いでしてもらわないと危ないんじゃないかということで、今日質問しているわけなんですけど。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今、杉村議員からありました、建設委員会の中でも知られていないんじゃないかというような御意見ですが、建設委員会の中では、事業課であります建設課のほうから、道路線形あたりの説明を行って、現道を造っていると。ランドアバウトあたりについても、その中で変わってきた部分はあるというところで、建設課のほうから道路事業については詳細な説明をして実行に移しているというところでございます。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） もうあまり長くなるとできませんので、この質問はこのへんで切りたいと思うんですけど、なかなか先に、もうちょっと前向きな答弁があるかなと期待したんですけど、一応こうしてくれという質問でありますので、十分検討してもらいたいと思うんですよ。話の中でこうなりますよという説明はされたというんですけど、実際見てみれば、やっぱり危ないなというのが感じられますので、そこらへんを十分検討されて、できれば前向きに検討してもらいたいと思います。これも遅れれば遅れるほど、あそこは先ほど言いましたように、宅地ですので、いつ家が建ってくるかも分かりません。そうすると、今は建っていないから用地費関係も取得も安く、その分できるかと思えますけど、家が建ったらなかなかその分が高く無駄な金になってきますので、そこらへんは早め早めに検討していつてもらいたいと思います。

私から、今日はこの辺で、この質問に関しては終わりたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（橋永芳政君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

明日10日、明後日11日は休会とし、12日は午前10時に本会議場に御参集ください。

これにて散会します。

起立。礼。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後4時01分